

利府町芸術文化活動派遣事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町民の芸術及び文化の振興を図り、心豊かな町民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、活動実施団体及び個人が行う芸術文化活動派遣事業に要する経費について、当該活動実施団体及び個人に対し、予算の範囲内において利府町芸術文化活動派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、利府町補助金等交付規則（平成13年利府町規則第3号。以下「規則」という。）及び利府町補助金等交付基準（平成22年利府町訓令第2号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 国際規模の大会
- (2) 県の区域を超える規模の国内大会（その大会の予選会を経た者のみが参加することができるものに限る。）
- (3) その他町長が認める大会

2 交付対象者は、個人にあつては町内在住者とし、団体にあつては町内を拠点に活動し、町内在住者5人以上で構成される団体とする。

3 補助金の交付対象となる経費は、旅費、宿泊費その他大会参加に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は別表に定める額とし、同一のものが交付を受けることができる限度は同一年度内につき別表の大会区分ごとに1回を限度とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は様式第1号によるものとし、その提出期限は大会の開催日の前日までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件等)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（20%以内の軽微な増減を除く。）をするときは、様式第2号により町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、町長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、様式第4号によるものとする。

(実績報告書に添付すべき書類)

第8条 規則第12条第2項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金等を概算払いにより交付できるものとし、その請求書は、様式第5号によるものとする。

(書類の提出部数)

第10条 この要綱により町長に提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の利府町スポーツ・芸術文化活動派遣事業費補助金交付

要綱の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、この要綱による改正前の利府町スポーツ活動派遣事業費補助金交付要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の利府町生涯スポーツ・芸術文化活動派遣事業費補助金交付要綱の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、この要綱による改正後の利府町生涯スポーツ・芸術文化活動派遣事業費補助金交付要綱の規定によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定による改正前の利府町生涯スポーツ・芸術文化活動派遣事業費補助金交付要綱の規定による諸様式で、取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、この要綱による改正後の利府町芸術文化活動派遣事業費補助金交付要綱の規定によるものとみなす。

別表（第3条関係）

大会区分	交付区分	
	個人	団体（5人以上に限る。）
東北大会	5,000円	団体のうち、町内に住所を有する者の人数に5,000円を乗じて得た額。ただし、限度額を50,000円とする。
全国規模の大会	20,000円	団体のうち、町内に住所を有する者の人数に20,000円を乗じて得た額。ただし、限度額を200,000円とする。
国内で開催する国際規模の大会	20,000円	団体のうち、町内に住所を有する者の人数に20,000円を乗じて得た額。ただし、限度額を200,000円とする。
国外で開催する国際規模の大会	50,000円	団体のうち、町内に住所を有する者の人数に50,000円を乗じて得た額。ただし、限度額を300,000円とする。

備考

この表における補助額の算定に当たっては、個人又は団体の区分にかかわらず、同一年度中に既に当該補助金の決定を受けた者を計上することはできない。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

利府町長

宛

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

（ふりがな）
出場者氏名

電話番号 （ ）

年度利府町芸術文化活動派遣事業費補助金交付申請書

年度において芸術文化活動派遣事業を下記により実施したいので、利府町補助金等交付規則第 4 条の規定により、利府町芸術文化活動派遣事業費補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金事業等の目的及び内容

2 補助金額の算出の基礎

別紙のとおり

3 添付書類

- （１） 事業計画書
- （２） 収支予算書

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

利府町長

宛

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

（ふりがな）
出場者氏名

電話番号 （ ）

年度利府町芸術文化活動派遣事業費補助金内容変更承認申請書

年 月 日付け利府町（教）指令第 号で利府町芸術文化活動派遣事業費補助金の交付の決定の通知のありました芸術文化活動派遣事業について、下記のとおり事業の内容（又は経費の配分）を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金事業等変更申請額

円（変更前： 円）

2 変更の理由

3 変更の内容

- （1） 変更事業計画書
- （2） 変更収支予算書

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

利府町長

宛

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

（ふりがな）
出場者氏名

電話番号 （ ）

年度利府町芸術文化活動派遣事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け利府町（教）指令第 号で利府町芸術文化活動派遣事業費補助金の交付の決定の通知のありました芸術文化活動派遣事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 中止（廃止）後の措置

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

利府町長

宛

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

（ふりがな）
出場者氏名

電話番号 （ ）

年度利府町芸術文化活動派遣事業費補助金実績報告書

年 月 日付け利府町（教）指令第 号で利府町芸術文化活動派遣事業費補助金の交付の決定の通知のありました芸術文化活動派遣事業について、下記のとおり実施したので、利府町補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金事業等の目的及び内容

2 補助金等精算額

（1） 交付額	円
（2） 精算額	円
（3） 残 額	円

3 添付書類

（1） 事業成績書
（2） 収支決算書

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

利 府 町 長 宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年度利府町芸術文化活動派遣事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け利府町（教）指令第 号で利府町芸術文化活動派遣
事業費補助金の交付の決定の通知のありました社会教育事業について、下記の
とおり金 円を概算払にて交付されたく請求します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 補助金等交付決定額 | 円 |
| 2 | 既 受 領 額 | 円 |
| 3 | 今 回 請 求 額 | 円 |
| 4 | 残 額 | 円 |
| 5 | 概算払いが必要な理由 | |